

「市長への手紙」HP掲載データ（平成29年11月分）

見出し	2911-09 民生委員について
ご意見	民生委員の選出はどのように決定しているのか。 民生委員を信用できない等、民生委員という役割について再考願いたい。
回答	<p>民生委員の選出、決定の方法につきましては、民生委員法第8条に基づき、市長が委嘱した推薦委員12名でもって推薦会を組織し、各町内会等から推薦のあった候補者について、この推薦会に諮問、答申をもって県知事に対し上申、県社会福祉審議会の意見を付して厚生労働大臣に進達、厚生労働大臣が委嘱するものとなっております。</p> <p>民生委員は、民生委員法に職務内容が定められており、常に住民の立場に立ちそれぞれの地域において相談に応じ、必要な援助、行政へのつなぎ役など、無報酬での活動を行っており、民生委員法という法律により、守秘義務を負って行政の協力的業務を担っていただいております。また、社会福祉の精神をもって必要な援助を行うことができるよう各種研修への参加、2ヵ月に1回、地区毎に定例会を実施し、行政、社協、その他関係機関と情報を共有し、民生委員活動の充実を図っているなど、日々研鑽し、資質の向上を図っております。</p> <p>今後におきましても、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進のため、各種研修会の開催など、民生委員の人格識見の向上と必要な知識等の習得に努めてまいりたいと考えておりますことから、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
担当課	社会福祉課 ☎ 52-2119